

京都「処理師」経験1年超／滋賀は「調理師」免許必要…

フグ取り扱い資格 統一を 京の全日本協会「立法化、安全性を確立」

全国のフグを扱う料理人などでつくる「全日本ふぐ協会」(京都市東山区)が、都道府県ごとに異なるフグ取り扱い資格の統一を目指している。「法律でしっかりと定め、安全性を確かなものにしたい」と、街頭での署名活動や全国の制度調査などに取り組んでいる。死に至る場合もある毒を持つフグの取り扱い資格は、現在、各都道府県の条例や要綱で定められ、名称や免許の要件はばらばら。京都府では「ふぐ処理師」と呼ばれ、要件は「ふぐの処理に従事した経験年数が1年以上の者」などとするが、滋賀県は「ふぐ調理師」、要件は「調理師免許」だ。全国には、実技試験がなく講習だけで取得できる地域もある。

協会は2017年に「ふぐ調理師法案」をまとめ、技術試験や資格名称の統一、既存の受験要件の撤廃を掲げた。議員連盟の設立による立法化の早期実現も目指す。除毒処理の基本を用いて、名称は調理師免許をもつていれば「ふぐ調理師」、無ければ「ふぐ処理

フグ調理の資格統一に向け、料理人に取り扱いの方法を指導する大田さん(左)=野洲市



全日本ふぐ協会が技術試験や講習で一律の使用を目指すトラフグ

「師」と呼ぶことなどを提案する。広く水産関係者が免許を取得すれば正しい知識が広がり、雇用促進や輸出の追い風にもなると見込む。国際ライセンス化すること、外国人の資格取得も促し、世界に広げたい考えも。17年に「ふぐに関する資格制度の改正」への3万人超の署名を集めて厚生労働省に提出したほか、47都道府県を訪問して制度の違いを調査し、結果をホームページで公開している。

全日本調理師協会会長で全日本ふぐ協会顧問の麻生

繁さん(70)は「フグは高級食材だったが、養殖も進んで多くの人が食べる時代になつた。毒があると知つていても軽く考えている場合もあるが、生死に関わる問題で正確なマニュアル作りが必要だ」と話す。

(加藤華江)